



## 第2子の保育料無償化を実現!!

～～ 子育て世帯を応援します! ～～



これまで国の基準により半額としていた0～2歳児クラスの第2子保育料について、新たに、本市の独自支援策として、子育て世帯の家計負担軽減を目的とした保育料無償化を実現します。

1 開始時期 令和6年4月から（予定）

2 第2子の保育料無償化制度の概要

○対象施設：公立・私立保育園・認定こども園、小規模保育等の施設  
※市外の施設も対象です。

○対象児童：市内に居住し、対象施設の0～2歳児クラスに在籍している。

○児童順位：小学校未就学の就園児童を年長の子から数える。

（年収360万円未満相当の世帯は年齢要件なし）

○所得制限：保護者の所得制限はありません。



### 0～2歳児クラスの園児



児童順位	第1子	第2子	第3子以降
現行制度の保育料月額	5,000円～ 63,100円	半額 2,500円～ 31,550円	0円
第2子無償化後の保育料月額	5,000円～ 63,100円	<b>0円</b>	0円



幼稚園・保育園・認定こども園等に通う3～5歳児クラスの園児

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化開始



### 3 事業効果

○月額2,500円～31,550円の家計負担を軽減

### 4 第2子無償化後の世帯負担イメージ図

児童順位★ <sup>1</sup>	第1子	第2子	第3子
<例1> 未就学の園児が 2人の世帯 [月額]	【2歳児】 5,000円★ <sup>2</sup> ～ 63,100円 	【0歳児】 無償 	
<例2> 未就学の園児が 3人の世帯 [月額]	【5歳児】 無償 	【2歳児】 無償 	【0歳児】 無償 

★1 …児童順位は、未就学の就園児童を年長の子から数えます。

(年収 360 万円未満相当世帯は、年齢にかかわらず養育されている子どもを年長の子から数えます。)

★2 …住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化により第1子から0円になります。

問合せ先

担当 健康福祉部子育て支援課幼保連携班

担当者 黒畑

電話 0476-93-1174 【直通】

FAX 0476-93-2422

メール kosodate@city.tomisato.lg.jp

